

令和6年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年6月21日（金） 午前8時58分から午前10時06分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
欠	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	欠	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	欠	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主幹兼係長 山下 隆治

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
	主 幹	前迫 篤弘
	主 査	池畑 信幸
	主 査	白坂 周子
	主 査	末吉 将敬（串良総合支所産業建設課）
	主 査	図師 竜太（輝北総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農用地利用集積等促進計画（案）について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田中 次男 委員 ・ 村山 みつ子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和6年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年6月21日（金） 開会 午前8時58分 閉会 午前10時06分

鹿屋市役所7階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和6年度第3回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の、欠席は、大園委員、福元副会長の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、鶴田委員、入佐委員の2名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号9番の田中委員と17番の村山委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第18号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 ここで、法律改正に伴う議案名の変更を説明します。議案第18号につきましては、1頁から38頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年6月24日です。合計面積は、20万6千199㎡、うち更新分5万8千743㎡、内訳として、田が4万8千687㎡、畑が15万7千512㎡です。利用権を設定する者が66人、設定を受ける者が53人です。始期は、いずれも令和6年7月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年10か月、5年、6年、8年、10年、20年です。次の3頁から36頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から4頁の4番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、次の5番は、設定期間が2年です。5番は、賃借権で再設定。

次の6番から12頁の18番までは、設定期間が3年です。6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に、8 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に、9 頁、13 番、14 番は、賃借権で新規設定。

次に、10 頁、15 番は、賃借権で新規設定。16 番は、賃借権で再設定。

次に、11 頁、17 番は、賃借権で再設定。

次に、12 頁、18 番は、賃借権で再設定。次の 19 番は、設定期間が 4 年 10 か月です。

19 番は、使用貸借権で再設定。

次に、13 頁、次の 20 番から 21 頁の 35 番までは、設定期間が 5 年です。20 番は、使用貸借権で新規設定。21 番は、賃借権で新規設定。

次に、14 頁、22 番、23 番は、賃借権で新規設定。

次に、15 頁、24 番、25 番は、賃借権で新規設定。

次に、16 頁、26 番は、使用貸借権で新規設定。27 番は、賃借権で新規設定。

次に、17 頁、28 番は、使用貸借権で新規設定。30 番は、使用貸借権で再設定。

次に、18 頁、30 番、31 番は、賃借権で再設定。

次に、19 頁、32 番は、使用貸借権で再設定。33 番は、賃借権で再設定。

次に、20 頁、34 番、35 番は、賃借権で再設定。

次に、21 頁、次の 36 番から 22 頁の 37 番までは、設定期間が 6 年です。36 番、37 番は、賃借権で新規設定。

次に、22 頁、次の 38 番は、設定期間が 8 年です。38 番は、賃借権で新規設定。

次に、23 頁、次の 39 番から 35 頁の 63 番までは、設定期間が 10 年です。39 番、40 番は、賃借権で新規設定。

次に、24 頁、41 番、42 番は、賃借権で新規設定。

次に、25 頁、43 番は、賃借権で新規設定。44 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、26 頁、45 番、46 番は、賃借権で新規設定。

次に、27 頁、47 番、48 番は、賃借権で新規設定。

次に、28 頁、49 番、50 番は、賃借権で新規設定。

次に、29 頁、51 番、52 番は、賃借権で新規設定。

次に、30 頁、53 番、54 番は、賃借権で新規設定。

次に、31 頁、55 番は、賃借権で再設定。56 番は、使用貸借権で再設定。

次に、32 頁、57 番は、賃借権で再設定。

次に、33 頁、58 番、59 番は、賃借権で再設定。

次に、34 頁、60 番は、賃借権で再設定。61 番は、農業委員会の取決め制限にあたりま

すので後ほど説明します。

次に、35 頁、62 番、63 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほどまとめて説明します。

次に、36 頁、次の 64 番は、設定期間が 20 年です。64 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 36 頁までの 64 件の利用権設定ですが、34 頁の 10 年もの 61 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

（高田委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 34 頁の 61 番は、借人、高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（高田委員：着席）

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、35 頁の 10 年もの 62 番と、63 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、永山委員に退席をいただき審議します。

（永山委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 35 頁の 62 番、63 番は、貸人及び借人の永山委員が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 永山委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（永山委員：着席）

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 61 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、37 頁、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、37 頁から 38 頁です。まず、37 頁で説明します。公告年月日は令和 6 年 6 月 24 日、合計面積は、7 千 46 m²です。内訳としまして、畑が 7 万 46 m²です。所有権を移転する者が 2 人、所有権の移転を受ける者が 1 人です。

次に 38 頁、次の 1 番から 2 番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、39 頁、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 19 号につきましては、39 頁から 44 頁です。今回は、所有権移転が 22 件です。

初めに、39 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 781 m²の売買です。2 番は、畑が 1 筆で 532 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 1 千 30 m²の売買です。4 番は、畑が 1 筆で 4 千 922 m²の売買です。5 番は、田が 1 筆で 1 千 66 m²の売買です。

次に、40 頁です。6 番は、畑が 2 筆で 934 m²の売買です。7 番は、畑が 1 筆で 728 m²の売買です。8 番は、畑が 1 筆で 544 m²の贈与です。9 番は、田が 1 筆で 521 m²の売買です。10 番は、田が 1 筆、畑が 1 筆で 1 千 560 m²の贈与です。

次に、41 頁です。11 番は、畑が 1 筆で 47 m²の贈与です。12 番は、畑が 14 筆で 2 万 6 千 209 m²の売買です。

次に、42 頁です。13 番は、田が 1 筆、畑が 5 筆で 2 千 692 m²の贈与です。14 番は、畑が 2 筆で 3 千 428 m²の売買です。15 番は、畑が 1 筆で 875 m²の売買です。16 番は、畑が 1 筆で 482 m²の売買です。

次に、43 頁です。17 番は、田が 1 筆で 932 m²の売買です。次の 18 番から 44 頁の 22 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、43 頁の 18 番から 20 番までを中牧委員に、44 頁の 21 番、22 番を園田委員に、報告をお願いします。

中 牧 推進委員の中牧です。去る 6 月 12 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、43 頁の 18 番です。申請者は市内の方で、知人から畑 1 筆の贈与を受けるもので、

農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、果樹を作付けするとのことでした。

次に、19 番です。申請者は市内の方で、知人から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

次に、20 番です。申請者は市内の方で、親戚から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、飼料を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

園 田 議席番号 5 番の園田です。去る 6 月 13 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、44 頁の 21 番です。申請者は市内の農地所有適格法人で、畑 7 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、飼料を作付けするとのことでした。

次に、22 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 22 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45 頁、議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 20 号につきましては 45 頁です。今回は 2 件です。

次の 1 番から 2 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、45 頁の 1 番、2 番を倉田委員に、報告をお願いします。

倉 田 議席番号 6 番の倉田です。去る 6 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、45 頁の 1 番ですが、申請地は岳野公民館の南東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方ですが、申請地に亡くなった父が農地法の許可を受けることなく牛舎及び豚舎を整備していたことから是正を行うため始末書を添付しての申請です。

農業用施設である牛舎及び豚舎を整備する計画であることから、第 1 種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。

次に、2 番ですが、申請地は輝北総合支所の南東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内で畜産業を営む方で、申請地に牛舎を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、1 番及び 2 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、報告がありました 2 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、46 頁、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 21 号につきましては、46 頁から 47 頁です。46 頁をご覧ください。

1 番は、障害者施設、園庭、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、店舗、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 2 です。

3 番は、道路拡幅、クレーン用敷地、資材置場を整備するもので、農地区分は農用地区域内農地一時転用です。なお、令和 5 年度第 4 回総会で審議済みです。

次の 4 番から 47 頁の 8 番までは、記載のとおりです。以上です。

議長 　　それでは、調査がなされていますので、46 頁の 4 番と 47 頁の 5 番を中塩屋委員に、6 番、7 番を森園委員に、8 番を細川委員に、報告をお願いします。

中塩屋 　　議席番号 4 番の中塩屋です。去る 6 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、46 頁の 4 番ですが、申請地は細山田中学校の南西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しま

した。

次に、47 頁の 5 番ですが、申請地は串良商業高校の北西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、4 番及び 5 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

森 園 推進委員の森園です。去る 6 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、47 頁の 6 番ですが、申請地は笠之原小学校の東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、7 番ですが、申請地は大始良出張所の北に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に従業員の為の休憩所を整備する計画です。申請地の面積 102 m²は既存施設の面積 851.01 m²の 2 分の 1 を超えていないことから、第 1 種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

以上、6 番及び 7 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

細 川 推進委員の細川です。去る 6 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

47 頁の 8 番ですが、申請地は輝北総合支所の南東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、8 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと

から、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 8 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、48 頁、議案第 22 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 22 号につきましては、48 頁から 93 頁です。48 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 6 件です。対象面積は、畑が 2 万 3 千 427 m²です。

次の 49 頁から 54 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、48 頁の 1 番から 6 番までを畠井委員に、報告をお願いします。

畠 井 議席番号 7 番の畠井です。去る 6 月 12 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。48 頁をご覧ください。

まず、1 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 49 頁です。申請人は市外の方で、申請地に一般住宅建設する計画です。申請地は「吾平小学校」の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」です。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 50 頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「北部学校給食センター」の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「農用地区域内農地」です。今回、農業用施設である農産物一時保管所及び出荷作業所を建設、また、駐車場を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 51 頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「東原小学校」の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「農用地区域内農地」です。今回、農業用施設であるロールサイレージ置場を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 52 頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「畜産環境センター」の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「農用地区域内農地」です。今回、農業用施設である養豚ふん尿処理施設を建設する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に

該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は53頁です。申請人は市内の方で、申請地に資材倉庫及び駐車場を建設、整備し、隣接の事業者に貸し出す計画です。申請地は「外堀地区集会施設」の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業等の施行区域内にある「第一種農地」です。申請地の面積は496㎡で、既存施設の面積1530.04㎡の2分の1以下であることから、第一種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は54頁です。申請人は市外の法人で、申請地に資材置場を拡張整備する計画です。申請地は「大黒小学校」の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業等の施工区域内にある「第一種農地」です。申請地の面積は2,122㎡で、既存施設の面積4252.15㎡の2分の1以下であることから、第一種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、報告がありました6件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、55頁、議案第23号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第23号につきましては、55頁から57頁です。今回は10件です。次の1番から57頁の10番については、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、55頁の1番、2番を中牧委員に、3番から56頁の5番までを園田委員に、6番から57頁の10番までを矢野委員に、報告をお願いします。

中 牧 　推進委員の中牧です。去る6月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、55頁の1番です。申請地は、「西俣小学校」の西に位置し、平成10年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番です。申請地は、「鹿屋旭原郵便局」の北西に位置し、平成11年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

園 田 議席番号5番の園田です。去る6月13日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

55頁の3番です。申請地は、「共栄公民館」の南に位置し、昭和の時代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番です。今回、申請のあった「輝北町下百引3608番3」は、「影吉公民館」の北に位置し、平成12年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。残りの3筆については、令和5年度第8回総会で審議済みです。

次に、56頁の5番です。申請地は、「西原台小学校」の北東に位置し、平成18年度末に転用許可を受け、平成19年度から宅地として利用していたものの、その後、地目の変更を行っていなかったものです。周囲の状況から、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

矢 野 推進委員の矢野です。去る6月13日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

56頁の6番です。申請地は、「畜産環境センター」の南に位置し、平成10年7月頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に7番です。申請地は、「畜産環境センター」の南に位置し、昭和59年8月頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に8番です。申請地は、「鹿屋体育大学」の東に位置し、平成13年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支

障がないと判断しました。

次に、57 頁の 9 番です。申請地は、「上浜田公民館」の北に位置し、昭和の時代から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 10 番です。申請地は、「野里運動公園」の南東に位置し、昭和 50 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました 10 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、58 頁、議案第 24 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 24 号につきましては、58 頁から 60 頁です。今回新たに、譲渡希望が 58 頁の 1 番から 59 頁の 9 番までの 9 件ですのでお目通し願います。なお、58 頁の 1 番は、無償でも可、58 頁の 3 番から 5 番、59 頁の 6 番及び 8 番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 60 頁の 1 番から 3 番の 3 件ですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

58 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を郷原委員と細川委員に、2 番を田村委員と上穂木委員に、3 番と 4 番を福元副会長と入佐委員に、5 番を大園委員と永山委員に、59 頁の 6 番を榎原委員と森園委員に、7 番の串良町有里を泊委員と松元委員に串良町下小原と、8 番を倉田委員と高田委員に、9 番の上から 2 件を泊委員と松元委員に残りの 1 件を田村委員と上穂木委員をお願いします。

次に、60 頁、賃貸借希望の 1 番を田中員と中尾委員に、2 番を有村委員と有馬委員に、3 番を新原委員と鶴田委員をお願いします。

次に、61 頁、「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）について」報告いたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 まず、報告の前にご説明します。先月、5 月総会まで「中間管理権設定」については、議案として委員の皆様にご審議いただいておりますが、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項」の規定に基づき鹿屋市が作成した農用地利用集積等

促進計画（案）について、農地中間管理機構へ提出する際、農業委員会からの意見を聞くこととなっています。内容としましては、中間管理権設定による始期が毎月の総会の3か月前のもので、貸し手となる耕作者が「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」の要件である「全部効率利用要件」、「農作業従事要件」、「農地所有適格法人」要件等を満たすかを含めて、ご意見いただくこととなります。

現在、中間管理権設定による開始月3か月前の農用地利用集積等促進計画（案）の農業委員会への提出時期など、農政課と調整を行っているため、今回は、既に県の承認決定がなされた令和6年7月1日始期の32件について報告します。

なお、農政課との調整により準備が整い次第、議案として皆様からご意見をお聞きすることとしたいと考えます。

また、議事参与制限、農業委員会の取決め制限はお諮りいたしませんのでよろしくお願いします。

資料61頁をご覧ください。中間管理権設定につきましては、61頁から78頁です。公告年月日は、令和6年6月24日です。合計面積は、8万3千868㎡で、うち、田が3万7千367㎡、畑が4万6千501㎡です。利用権を設定する者が36人、利用権の設定を受ける者が19人です。始期は全て、令和6年7月1日で、期間は2年、3年、5年、10年です。

62頁をご覧ください。次の1番は、設定期間が2年です。1番は、賃借権で新規設定。次の2番から65頁の8番までは、設定期間が3年です。2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、63頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、64頁、5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に、65頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、66頁、次の9番から72頁の20番までは、設定期間が5年です。9番、10番は、使用貸借権で新規設定。

次に、67頁、11番は、賃借権で新規設定。12番は、使用貸借権で新規設定。

次に、68頁、13番は、賃借権で再設定。14番は、賃借権で新規設定。

次に、69頁、15番、16番は、賃借権で新規設定。

次に、70頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、71頁、19番、20番は、賃借権で新規設定。

次に、72頁、次の21番から78頁の32番までは、設定期間が10年です。21番は、賃借権で新規設定。

次に、73頁、22番、23番は、賃借権で新規設定。

次に、74 頁、24 番、25 番は、賃借権で新規設定。

次に、75 頁、26 番、27 番は、賃借権で新規設定。

次に、76 頁、28 番、29 番は、賃借権で新規設定。

次に、77 頁、30 番、31 番は、賃借権で新規設定。

次に、78 頁、32 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、61 頁から、78 頁まで 32 件の農地中間管理権設定です。報告しておきます。

次に、79 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 79 頁をご覧ください。合意解約につきましては、79 頁から 95 頁です。今回は 30 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、79 頁から、95 頁まで 30 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 3 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

田村委員、どうぞ。

田 村 議席番号 10 番の田村です。

串良町細山田の「県農業試験場鹿屋支場」の畑について、雑草が生えていた。既に除草作業は終えているようだが、地元農家から、「農地を貸し出しは出来ないのか。」との要望があるがどうか。

局 長 このような要望があったことは県の担当課に伝えておきます。しばらく調査の時間を頂きたい。

議 長 田村委員、よろしいか。

田 村 了解しました。

議 長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

なければ、これを持ちまして令和 6 年度第 3 回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（ 閉 会 ）